第９回　気仙沼市農業委員会総会議事録

１　会議の日時　　令和４年２月 25 日（金）午後１時 58 分から２時 42 分

２　会議の場所　　新月公民館 研修室１・２

３　出席農業委員（13 名）

１番　鈴木敏榮	２番　熊谷活男	３番　尾形　稔
４番　中村義之	５番　三浦　茂	６番　髙橋利夫
７番　熊谷まゆみ（欠）	８番　金野政義	９番　齋藤憲一
10 番　三浦悦子	11 番　横山久一	12 番　吉田和広
13 番　畠山盛信	14 番　吉田幸志	

４　出席農地利用最適化推進委員（12 名）

15 番　松　敏明	16 番　村上正博	17 番　千葉清幸
18 番　白幡高二	19 番　立花淳一	20 番　佐藤信行
21 番　藤田隆一	22 番　佐藤良人	23 番　及川　衛（欠）
24 番　畠山義朗	25 番　三浦光雄	26 番　佐藤俊夫
27 番　小野寺隆一		

５　欠席農業委員
　７番　熊谷まゆみ

６　欠席農地利用最適化推進委員
　23 番　及川　衛

７　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員
　なし

８　議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　議案第１号　農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について
　第３　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
　第４　議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
　第５　議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
　第６　議案第５号　非農地証明願について
　第７　議案第６号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について
　第８　議案第７号　令和４年度気仙沼市農作業標準賃金額の決定について
　第９　報告第１号　公共事業における農地の一時貸借の報告について
　第 10　その他

９　農業委員会事務局職員

事務局長	小山克志
次長	及川　智
主幹兼主任	鈴木しずか
主査	菅野理絵
主事	遠藤雄子
主事	有田久美
主事	千葉美紗都

10　会議の概要

午後１時 58 分　開会

議　　長	ただいまの出席委員は，13 人であります。 定足数に達しておりますので，第９回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。 また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。 ただちに，本日の会議を開きます。 本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。 本日の欠席委員は７番熊谷まゆみ君の１人であります。農地利用最適化推進委員は 23 番及川衛君の１人から欠席の連絡がありましたので報告いたします。
議　　長	これより議事に入ります。 日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。 農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 それでは，議事録署名委員に，４番中村義之君と５番三浦茂君を指名いたします。
議　　長	次に，日程第２，議案第１号「農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書２ページをお開き願います。受付番号１番，松崎馬場。議案関係図面は１ページになります。土地の地番，当初計画者，承継者，地目，地積等については，議案書記載のとおりです。当初計画については，許可日・許可番号は昭和 61 年８月 25 日気振（指令）第 334 号。目的は一般住宅，居宅１棟 106.82 ㎡，車庫１棟 33.12 ㎡。期間は昭和 61 年９月 20 日からとなっておりました。変更後の計画でございますけど変更内容は駐車場６台分です。事業計画者・転用目的の変更でございます。当初計画では一般住宅を建築する予定でありましたが，諸事情により断念しました。変更後は承継者が経営するアパートの駐車場及び自宅の駐車場として利用するものでございます。 以上，受付番号１番の１件の事業計画の変更について，御審議をお願いします。 以上で議案第１号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。 受付番号１番はいかがですか。22 番佐藤委員。
22 番佐藤委員	22 番佐藤です。20 日の日曜日に階上の委員さんと現地を確認してまいりました。事務局が話されたとおり，諸事情で住宅建設を諦め自宅の駐車場として使用するということでございますので，異議ないものと見てまいりました。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。一般住宅から駐車場への変更ということで許可相当と思われます。以上です。

議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，承認する旨の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第３，議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書４ページをお開き願います。併せて３条調書を御用意ください。受付番号１番，唐桑町馬場。議案関係図面は５ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，受付番号２番以降は省略して説明します。兄弟間の売買により譲り受け，耕作するものでございます。 受付番号２番，本吉町東川内。議案関係図面は７ページになります。親子間の贈与により譲り受け，耕作するものでございます。 受付番号３番，本吉町新南明戸。議案関係図面は９ページになります。売買により譲り受け，耕作するものでございます。 議案第２号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。 以上で議案第２号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。19 番立花委員。
19 番立花委員	19 番立花です。先日調査の方を行いました。調査した結果，特に問題はなく兄弟間での売買ということで，特に問題ないと思われます。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。24 番畠山委員。
24 番畠山委員	24 番畠山です。事務局の説明のとおり親子間での贈与でございます。耕作するということなので異議ございません。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。８番金野委員。
８番金野委員	８番金野です。２月 20 日に小泉地区担当であります及川委員と私の２人で現地を確認いたしました。この場所は近隣も含めまして，農地の利用集積が進んでいる場所であり，また農地中間管理機構の事業なども入ってございます。そういったことから特に許可相当というふうに考えたところでございます。よろしくお願いします。

議　　長	受付番号１番から３番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。担当委員の調査によりまして，譲り受けて，引き続き耕作するということで許可相当と思われます。以上でございます。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可書をそれぞれ交付することにいたします。
議　　長	次に，日程第４，議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書６ページをお開き願います。受付番号１番，九条。議案関係図面は 11 ページになります。申請者，土地の地番，地目，地積については，議案書記載のとおりです。目的は一般住宅及び通路の建設です。居宅２階建１棟 129.39 ㎡。駐車場２台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。自宅を建て替えるための申請でございまして，顛末書の提出がありました。 以上，受付番号１番の１件について御審議をお願いします。 以上で議案第３号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。これは自宅の建て替えということで，申請があった案件でございまして，周辺に影響がある農地はございませんし，排水も合併処理後，既存側溝へ放流ということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号１番について，農地検討副委員長いかがですか。
農地検討副委員長	８番金野です。この件につきましては，先ほど農地検討委員会におきまして，担当委員の意見を聴取しまして検討した結果，許可相当というふうな判断をいたしたところでございます。よろしくお願いいたします。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第３号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第３号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第５，議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書８ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町午王野沢。議案関係図面は 16 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については，省略して説明します。契約内容は使用貸借。目的は重機通路。一時転用でございます。木材搬出のための重機通路であります。 受付番号２番，本吉町午王野沢。議案関係図面は 20 ページになります。契約内容は賃貸借。目的は丸太の仮置き場。一時転用でございます。 受付番号３番，本吉町津谷新明戸。議案関係図面は 24 ページになります。契約内容は売買。目的は太陽光発電。太陽光パネル 312 枚。排水はございません。申請地を譲り受け，法人個人向けに販売する電気を発電するための太陽光発電設備を設置するものでございます。 受付番号４番，本吉町津谷新明戸。議案関係図面は 33 ページになります。契約内容は売買。目的は太陽光発電。太陽光パネル 168 枚。排水はございません。申請地を譲り受け，法人個人向けに販売する電気を発電するための太陽光発電設備を設置するものでございます。 受付番号５番，上田中二丁目。議案関係図面は 40 ページになります。契約内容は賃貸借。目的は一般住宅の建築でございます。一般住宅２階建１棟 155.25 ㎡。駐車場３台。排水は下水道へ放流します。申請地周辺では下水道工事を行っており，住宅が完成するころに下水道へ接続できる見込みでございます。 受付番号６番，松崎外ケ沢。議案関係図面は 45 ページになります。契約内容は売買。目的は一般住宅。一般住宅２階建１棟 71.21 ㎡。駐車場２台。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。申請地を譲り受け，居宅を建設するものです。 受付番号７番，最知荒沢。議案関係図面は 49 ページになります。契約内容は使用貸借。目的は工事用地としての一時転用です。倉庫１棟。仮設トイレ１棟。申請地を借り受け，携帯電話基地局の工事用地として使用するものでございます。 受付番号８番，本吉町外尾。議案関係図面は 61 ページになります。契約内容は使用貸借。目的は工事用地としての一時転用でございます。倉庫１棟。仮設トイレ１棟。申請地を借り受け，携帯基地局の工事用地として使用するものでございます。 受付番号９番，田中前四丁目。議案関係図面は 74 ページになります。契約内容は賃貸借。目的は資材置場としての一時転用であります。申請地の近隣で行う下水道工事の為の資材置場として利用いたします。 受付番号 10 番，田中前四丁目。議案関係図面は 78 ページになります。契約内容は賃貸借。目的は資材置場としての一時転用です。申請地の近隣で行う下水道工事の為の資材置場として利用します。

	受付番号11番，松崎馬場。議案関係図面は１ページになります。契約内容は売買。事業概要は駐車場でございます。 以上，受付番号１番から11番の11件について御審議をお願いします。 以上で議案第４号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番と２番はいかがですか。４番中村委員。
４番中村委員	４番中村です。申請物件は山間の方の土地ということもありまして，森林組合の方の一時転用ということで何ら問題ないというふうに確認しております。以上です。
議　　長	受付番号３番と４番はいかがですか。10番三浦委員。
10番三浦委員	10番三浦です。先ほど事務局から説明のありましたとおり12月に一度提案されたものでございまして，承認されておりますので，異議ございません。以上でございます。
議　　長	受付番号５番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。この案件は上田中の区画整理地内でありまして，ここに一般住宅を建築ということで，排水も下水道へ流すということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号６番はいかがですか。21番藤田委員。
21番藤田委員	21番藤田です。先日20日に担当４人で見てまいりました。新しく家を建てるということで，蒸発散の処理ということで何ら問題ないと思われます。以上です。
議　　長	受付番号７番はいかがですか。１番鈴木委員。
１番鈴木委員	１番鈴木です。携帯基地局を建てるために一時転用をするという使用貸借でございますので，異議ございません。
議　　長	受付番号８番はいかがですか。８番金野委員。
８番金野委員	８番金野です。２月20日に小泉地区担当の私と及川衛委員の２人で現地を確認いたしました。受付番号７番同様，携帯電話中継基地局建設のために工事用地として一時転用するものであり，周辺農地への影響もないと思われますことから，許可相当と判断されるところでございます。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号９番と10番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。この案件も田中前の区画整理地内でありまして，資材置場への一時転用ということで，許可相当と思われます。
議　　長	受付番号11番はいかがですか。22番佐藤委員。
22番佐藤委員	22番佐藤です。この案件は議案第１号事業計画変更に載せた案件でございます。諸事情により住宅建設を止めて，アパートの駐車場にするということでございますので，異議ございません。
議　　長	受付番号１番から11番について，農地検討委員長いかがですか。

農地検討委員長	２番熊谷です。何れの案件も地区担当委員の調査の結果，問題ないということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第４号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第４号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第６，議案第５号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書 10 ページをお開き願います。受付番号１番，岩月台ノ沢。議案関係図面は 82 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりです。現況は雑種地。農地以外に供された事由は，当該地は昭和 55 年頃より山林となり，長い間耕作されていなかった。東日本大震災の津波の被害を受けた土地であり，農地として利用することは困難な状態となっております。農地以外に供された時期は昭和年月日不詳です。 受付番号２番，唐桑町上鮪立。議案関係図面は 85 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりです。現況は雑種地。農地以外に供された事由は，当該地は東日本大震災の津波被害を受けた土地であり，防潮堤工事のための作業用地として使用されています。農地として復旧することは困難であります。農地以外に供された時期は平成 23 年３月 11 日です。 受付番号３番，本吉町滝根。議案関係図面は 86 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりです。現況は原野。農地以外に供された事由は，昭和 54 年に自宅を建築し，それ以降，自宅に隣接する申請地は農地として利用していなかった。隣地には植栽や笹林があり法面となっています。農地として利用することは困難であります。農地以外に供された時期は昭和 54 年 10 月 13 日です。 以上，受付番号１番から３番の３件について，農地への復元性はないと判断いたしました。 以上で議案第５号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。22 番佐藤委員。
22 番佐藤委員	22 番佐藤です。20 日の日曜日に階上の委員さんと現地を確認してまいりました。約 16 坪ほどの法面のような二等辺三角形のような地形でございまして，農地には適さないと判断してまいりました。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。５番三浦委員。

５番三浦委員	５番三浦です。この土地は津波の被害を受けた場所でもありまして，ただ，今は上に砂利がしっかり敷いてありまして，農地への復元性はないと判断しました。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。27 番小野寺委員。
27 番小野寺委員	27 番小野寺です。２月 23 日に大谷の４人の委員で現地調査を実施しました。先ず申請者本人が住んでいないということと，庭木が植栽されていて何ら問題ないと考えています。
議　　長	受付番号１番から３番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れの案件も農地への復元性はないということで，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第５号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	(「異議なし」の声)
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第５号は，原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。
議　　長	次に，日程第７，議案第６号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	(議案朗読)
及 川 次 長	(議案説明) 議案書 12 ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町津谷新明戸。議案関係図面は 93 ページになります。申請地の地番，地目，地積，賃貸人，賃借人は議案書記載のとおりです。新規の案件です。利用権設定期間は，公告日の翌日から５年間です。農業経営基盤強化促進法の要件を満たしていると考えられます。 受付番号２番，川上。議案関係図面は 95 ページになります。申請地の地番，地目，地積，賃貸人，賃借人は議案書記載のとおりです。新規の案件です。利用権設定期間は，公告日の翌日から５年間です。農業経営基盤強化促進法の要件を満たしていると考えられます。 受付番号３番，波路上向原。議案関係図面は 98 ページになります。申請地の地番，地目，地積，賃貸人，賃借人は議案書記載のとおりです。みやぎ農業振興公社による農地中間管理権設定の案件です。新規です。利用権設定期間は，令和４年３月１日から 10 年間です。農業経営基盤強化促進法の要件を満たしていると考えられます。 以上で議案第６号の説明を終わります。
議　　長	それでは，ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

	受付番号１番はいかがですか。24 番畠山委員。
24 番畠山委員	24 番畠山です。農地を集積して耕作するということなので，異議ありません。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。17 番千葉委員。
17 番千葉委員	17 番千葉です。これは貸し付け希望者の方から相談がありまして，40 歳代だと思いますが貸し受け希望者の方に紹介して成立したということでございます。水利も問題ないし，山の中でありますけれども農地としては申し分ないと思います。維持できると思います。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。20 番佐藤委員。
20 番佐藤委員	20 番佐藤です。20 日に面瀬地区委員さんと合同で確認しました。中間管理機構を通しての貸借ということで，問題ないと思います。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号１番から３番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れの案件も集積して耕作を続けるということで，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声 ）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第６号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第６号は原案のとおり決定いたしました。
議　　長	次に，日程第８，議案第７号「令和４年度気仙沼市農作業標準賃金額の決定について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書 14 ページをお開き願います。農業委員会では，農作業員を臨時で雇用する場合や，農作業を受委託する場合の目安にしていただくため，毎年，農作業標準賃金を設定し，公表しております。設定にあたりましては，設定会議を開催し，委託者，受託者の意見を十分反映させ，お互い納得のいくものとして原案を作成しております。こちらにつきましては，今月 10 日に開催いたしました，令和３年度気仙沼市農作業標準賃金額設定会議において作成した原案に基づき，提案するものです。なお，今年度は委託者４名及び受託者４名を委嘱し，そのほか，農業関係団体及び関係行政機関の担当職員，農業委員会からは会長及び農地・農政の各検討委員長を委嘱し，原案の検討をいただいております。一般作業料金単価については，前年度から据え置きの 7,300 円となっております。賃借料情報について，田につきましては令和３年の賃

	借料金から求めております。畑については令和３年の契約件数が２件と少なく，そのうちの１件が高価での契約であったため，令和元年からの金額を引き続き適用しています。その他の金額につきましても，前年の賃金額を引き継ぐということで，設定会議の委員から承認を得ております。総会に先立ちまして開催しました農政検討委員会においても，同様の御説明をいたしたところであり，原案のとおり提案することで同意をいただいたところです。 以上で，議案第７号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，質疑を行います。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声 ）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第７号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第７号は，原案のとおり決定いたしました。 この標準賃金額については，関係機関に周知するとともに，市広報等，その他適切な方法により，農家の皆さんにお知らせするなど，公表してまいります。
議　　長	次に，日程第９，報告第１号「公共事業における農地の一時貸借の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴木主任	（報告朗読）
及川次長	（内容説明） それでは，資料，公共事業における農地の一時貸借，２月総会報告をお開きください。今月は，国の公共事業につきまして，１件，１筆，600 ㎡，市の公共事業につきまして，２件，３筆，624.32 ㎡の一時貸借がございました。以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 質疑はないようですので，報告第１号を終わります。
議　　長	次に，日程第 10，「その他」に入ります。 委員から，特に御発言があればお願いをいたします。 どなたか，ありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	発言はないようですので，その他の件を終わります。
議　　長	これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。 以上をもちまして，第９回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。 大変お疲れ様でした。

	（終了時間）　午後２時 42 分 令和４年２月 28 日 気仙沼市農業委員会